

単元名	年組番	24問
人間を尊重する日本国憲法 わたしたちの暮らしと民主政治	氏名	

○教科書p 37をみて、下の表のア～コにあてはまる語句を答えましょう。

大日本帝国憲法		日本国憲法
(ア)	主権者	(イ)
神聖な存在、国家の元首	天皇	日本国・日本国民統合の(ウ)
法律によって制限できる 臣民としての権利	国民の権利	(エ)を尊重
(教育) 兵役 納税	国民の義務	普通(オ)を受けさせる (カ) (キ)
天皇の同意機関	(ク)	国権の最高機関 唯一の(ケ)
天皇の政治を助ける機関	(コ)	行政をすすめる機関

- (ア 天皇) (イ 国民) (ウ 象徴)
 (エ 基本的人権) (オ 教育) (カ 勤労)
 (キ 納税) (ク 国会) (ケ 立法機関)
 (コ 内閣)

○教科書p 94～101をみて、次の文章の()にあてはまる語句を答えましょう。

争いごとや事件を法に基づいて解決するはたらきを(① 裁判)という。日本では、(② 最高裁判所)と下級裁判所がその役割を果たしている。下級裁判所には、(③ 高等裁判所)、(④ 地方裁判所)、(⑤ 家庭裁判所)、簡易裁判所がある。

お金の貸し借りや交通事故の損害賠償など、個人間の争いを扱う裁判を(⑥ 民事裁判)といいます。殺人や強盗などの犯罪行為について、有罪か無罪かを判断し、有罪の場合にどのような刑罰を与えるかを定める裁判を(⑦ 刑事裁判)という。

日本の裁判はより公正で慎重におこなわれるように、第一審の判決に不服がある場合、第二審へ(⑧ 控訴)し、第二審の判決についても不服がある場合には、さらに上級の裁判所へ(⑨ 上告)するというように、同じ事件について三段階で裁判を求めることができる。このしくみを(⑩ 三審制)という。

裁判で判決を下す裁判官は、日本国憲法の中で、「(⑪ 良心)に従い、(⑫ 独立)してその職権を行い、憲法及び(⑬ 法律)にのみ拘束される」と示されている。

2009年からは、重大な刑事事件については、国民が裁判に参加する(⑭ 裁判員制度)がはじまった。

単元名	年組番	52問
人間を尊重する日本国憲法 わたしたちの暮らしと民主政治	氏名	

○次の憲法の条文の（ ）に当てはまる語句を答えましょう。

第1条 (1 天皇)は、日本国の(2 象徴)であり、日本国民統合の(3 象徴)であって、この地位は、主権の存する日本国民の総意に基づく。

第9条 ① 日本国民は、(4 正義)と(5 秩序)を基調とする(6 国際平和)を誠実に希求し、(7 国権)の発動たる(8 戦争)と、(9 武力)による威嚇又は(10 武力)の(11 行使)は、(12 国際紛争)を解決する手段としては、永久にこれを(13 放棄)する。

② 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の(14 戦力)は、これを(15 保持)しない。国の(16 交戦権)は、これを認めない。

第12条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の(17 不断の努力)によって、これを保持しなければならない。又、国民はこれを(18 濫用)してはならないのであって、常に(19 公共の福祉)のためにこれを利用する責任を負う。

第14条 ① すべて国民は、(20 法の下)に(21 平等)であって、(22 人種)、(23 信条)、(24 性別)、社会的身分又は(25 門地)により、(26 政治的)、(27 経済的)又は社会的関係において、(28 差別)されない。

第25条 ① すべて国民は、(29 健康)で(30 文化的)な(31 最低限度の生活)を営む権利を有する。

第26条 ② すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に(32 普通教育)を受けさせる(33 義務)を負う。義務教育はこれを(34 無償)とする。

第27条 ① すべて国民は、勤労の(35 権利)を有し、(36 義務)を負う。

第41条 国会は国権の(37 最高機関)であって、国の唯一の(38 立法機関)である。

第66条 ② 内閣総理大臣その他の国務大臣は(39 文民)でなければならない。

③ 内閣は、行政権の行使について、国会に対して(40 連帯)して(41 責任)を負う。

第 68 条 ① 内閣総理大臣は、国务大臣を任命する。但し、その過半数は、(42 国会議員) の中から選ばれなければならない。

第 76 条 ③ すべて裁判官は、その (43 良心) に従い (44 独立) してその職権を行い、この憲法及び (45 法律) にのみ拘束される。

第 96 条 ① この憲法改正は、各議院の (46 総議員) の (47 3分の2) 以上の賛成で、国会が、これを (48 発議) し、国民に提案してその承認を経なければならない。この承認には、特別の (49 国民投票) 又は国会の定める選挙の際行はれる投票において、その (50 過半数) の賛成を必要とする。

② 憲法改正について前項の承認を経たときは、(51 天皇) は、国民の名で、この憲法と一体を成すものとして、直ちにこれを (52 公布) する。